

中国・香港で 高病原性鳥インフルエンザが発生！

＜発生概要＞

発生地	中国 (チベット自治区ラサ市)	香港
発生日	2011年12月2日	2011年12月13日
動物種	家きん	野鳥
発生件数	1件	1件
死亡数	290羽	1羽
淘汰数	1575羽	—
血清型	H5N1亜型	H5N1亜型
経緯・対応	淘汰、隔離、国内移動制限、スクリーニング、消毒、ワクチン接種	サーベイランスプログラムの中で感染野鳥が発見された。 ワクチン接種実施せず。

飼養衛生管理基準遵守の徹底をお願いいたします！（裏面参照）



死亡率の増加



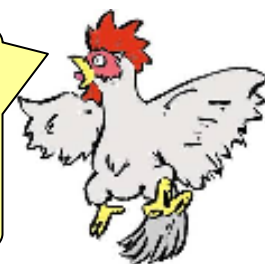
沈うつ



肉冠の出血・壊死

**家きんの急な死亡率の増加や異常があれば
すぐに家畜保健衛生所まで！**

西部家畜保健衛生所 TEL: 0551-22-0771(平日)
090-5564-1018(土日・休日・夜間)
090-5568-0817(土日・休日・夜間)



＜飼養衛生管理基準の主な項目＞

I 家畜防疫に関する最新情報の把握等

(家畜衛生講習会への参加、農林水産省ホームページ等からの情報収集)

II 衛生管理区域の設定

(畜舎や飼料タンク、飼料倉庫、生乳処理室などを含む区域が該当)

III 衛生管理区域への病原体の持込み防止

(農場や、衛生管理区域と畜舎の出入口付近に消毒設備を設置)

- ・衛生管理区域への必要のない者の立入りの制限
- ・衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
- ・衛生管理区域及び畜舎に立ち入る者の消毒等

IV 野生動物等からの病原体の感染防止

V 衛生管理区域の衛生状態の確保

- ・畜舎等及び器具の定期的な清掃又は消毒等
- ・空房又は空ハッチの清掃及び消毒
- ・密飼いの防止(健康に悪影響を及ぼすような過密な状態での飼養の禁止について明記)

VI 家畜の健康観察と異常が確認された場合の対処

(口蹄疫及び鳥インフルエンザについて特定症状を明記)

- ・特定症状(※)が確認された場合の早期通報 並びに出荷及び移動の停止
- ・毎日の健康観察
- ・家畜を導入、出荷又は移動時の健康観察等

(※)同一家きん舎内で、その日の死亡率が過去21日間の平均死亡率の2倍以上となること
(災害等は除く)

VII 埋却等の準備

(家畜の所有者が遵守すべき事項として、埋却地の確保について明記)

VIII 感染ルート等の早期特定のための記録の作成及び保管

(衛生管理区域に立ち入った者等記入、1年以上保存)

IX 大規模所有者に関する追加措置

(牛(成牛)2百頭以上、豚3千頭以上、鶏10万羽以上の飼養者のみ該当)

- ・獣医師等の健康管理指導
- ・通報ルールの作成等